

相続の相談は司法書士へ!!

滋賀県司法書士会は「相続登記相談センター」を設立しました。

土地の名義が
放ったらかしに
なっている

元気な間に
子どもに
不動産を
贈与したい

相続登記の
手続の
進め方が
わからない

相続人が
どこにいるのか
わからない

相続人の
一人が外国で
働いている

亡くなった人の
借金が
出てきた

子どもたちが
もめるのは
イヤなので
遺言をしたい



令和4年司法書士制度は
150周年を迎えます

こんな相続の悩みに

相続登記相談センターにお電話ください

相談会や司法書士会の会員をご紹介します。

ご予約は

077-511-9956

受付 午前9:30~12:00 午後1:00~4:00 年末年始、土日祝日を除く

まかせて
安心!

お問い合わせ先

滋賀県司法書士会

077-525-1093 平日 午前 9:30~12:00
午後 1:00~ 4:00

令和2年7月10日から「遺言書保管制度」がはじまりました。まずはお気軽に司法書士にご相談ください。



滋賀県司法書士会オリジナルキャラクター
三兄弟

滋賀県司法書士会

検索